



平成 27 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ガ ミ
代表者名 代表取締役社長 小林 啓介
(コード：7488、名証第二部)
問合せ先 経営管理本部長 長谷川 和久
(TEL. 052-951-9251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 7 月 14 日開催予定の第 50 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 27 年 4 月 3 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社第 50 回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結することができる旨を定款第 32 条第 2 項として新設するものであります。なお、本定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 公告の周知性及び利便性の向上を図るため、当社の公告方法として電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条の変更を行うものであります。

(4) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨を定款第 39 条として新設し、併せて新規規定と重複する現行定款第 6 条の規定を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 7 月 14 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 7 月 14 日 (火)

以 上

<変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行 う。	(公告の方法) 第 4 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行 う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 5 条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第 5 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) <u>第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
(単元株式数) 第 7 条 (条文省略)	(単元株式数) 第 6 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第 8 条 (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第 7 条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 8 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、 <u>取締役会による委任を受けた代表取締役</u> において定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議</u> によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会による委任を受けた代表取締役</u> によって定め、これを公告する。
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 11 条～第 17 条 (条文省略)	第 10 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会	第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会 <u>ならびに監査等委員会</u>
(取締役会の設置) 第 18 条 当社は、取締役会を置く。	(取締役会および監査等委員会の設置) 第 17 条 当社は、 <u>取締役会および監査等委員会</u> を置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集および議長) <u>第24条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた監査等委員が議長となる。</u></p> <p><u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役全員が取締役会の決議について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役全員が取締役会の決議について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第27条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への委任) <u>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(相談役、顧問) <u>第28条 取締役会の決議により、相談役、顧問各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第31条</u> 取締役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第32条</u> (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置)</p>	<p style="text-align: right;">(削除) (削除)</p>
<p><u>第31条</u> 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の員数) <u>第32条</u> 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の選任方法) <u>第33条</u> 監査役は、<u>株主総会で選任する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役の任期) <u>第34条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任議決が効力を有する期間は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>	
<p>(常勤の監査役) <u>第35条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任方法) 第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) 第44条 (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任方法) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第35条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当) 第48条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(中間配当) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 (現行どおり)</p>

以 上